

平成26年5月20日

教 職 員 各 位

人事労務課長  
佐 伯 季 之

職員健康診断の実施について(通知)

このことについて、下記のとおり実施します。この健康診断は労働安全衛生法に基づく定期健康診断ですので、対象者は必ず受診してください。

なお、年齢、常勤または非常勤ごとに受診する検査項目が異なりますので、各自確認の上、受診してください。また、昨年度と同様、平成27年3月31日時点で40歳以上の常勤職員（非常勤職員を除く）を対象に、がん検診として胃部レントゲン検査（上部消化管がん検診）および便潜血検査（下部消化管がん検診）を追加しています。

記

1. 日 時 下記の日時に受診してください。  
※がん検診（胃部レントゲン検査）につきましては、検診日当日受付順に受診していただきますので、混雑具合によってはお待ちいただくことがあります。  
また、各日とも受付人数に制限がございますので、ご了承ください。  
**がん検診（胃部レントゲン検査）を希望される方は、健診初日（6月4日）に受診されることをお勧めします。**

	定期健康診断	注) H27.3.31時点で40歳以上の該当者	
		がん検診② (便潜血検査)	がん検診① (胃部レントゲン検査)
6月4日(水)	男性 8:30~9:50 11:00~11:50 女性 10:00~10:50 12:00~13:00	左と同じ	左と同じ (100名程度)
6月5日(木)	男性 8:30~9:50 11:00~11:50 女性 10:00~10:50 12:00~13:00	左と同じ	左と同じ (但し、50名程度)

2. 場 所 保健管理センター

3. 対象者
- 常勤教職員（週29時間以上勤務の特定有期雇用職員、特定外国語主任教員、特定外国語教員、外国人研究員を含む）  
※短時間勤務特定有期雇用職員は、職員健康診断の受診対象ではありません。  
※人間ドックを受診する方は、検診結果（写し）の提出をもって本健康診断に代えることとしますので、今回受診する必要はありません。なお、人間ドックの結果がお手元に届きましたら、結果（写し）を必ず人事労務課人事労務係までご提出ください。  
※文部科学省共済組合が実施する人間ドック（文部科学省共済組合員のみ対象）の詳細については、人事労務課給与共済係（内線5128）にお問い合わせください。
  - 非常勤職員（非常勤職員就業規則に基づいて雇用されている職員のうち週29時間以上勤務の方）  
※週29時間未満勤務の非常勤職員は、職員健康診断の受診対象ではありません。

#### 4. 検査項目

##### 【全員に対して実施する項目】

- (1) 内科診察
- (2) 身長・体重・腹囲・視力・聴力・血圧  
※腹囲測定は平成27年3月31日時点で、35歳および40歳以上の方のみ対象です。
- (3) 胸部X線直接撮影  
※受診時に妊娠あるいは妊娠の可能性のある方は、胸部X線直接撮影は受診できません。
- (4) 心電図検査
- (5) 尿検査（尿タンパク、尿糖）
- (6) 血液検査  
肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）  
脂質検査（LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪）  
糖尿病検査（空腹時血糖）  
血液学的検査（赤血球数・血色素量）
- (6)-2 以下の項目は法定外項目ですが、検査結果は健康管理のために使用します。  
その他の目的のために使用することはありません。  
補足的肝機能検査（LDH・ALP）  
痛風・尿酸検査（尿酸）  
腎機能検査（尿素窒素・クレアチニン）  
補足的血液学的検査（ヘマトクリット値・白血球数・血小板数）  
補足的脂質検査（総コレステロール）

##### 【希望者に対して実施する項目】

##### **(7)がん検診①（H27.3.31時点で40歳以上の常勤職員）**

###### 胃部レントゲン検査

- ※当日バリウムを飲んで撮影しますので、前日の夕食は午後8時までに済ませ、その後のご飲食は控えてください。配付資料の注意事項をお読みください。  
※受診時に妊娠あるいは妊娠の可能性のある方は、胃部レントゲン検査は受診できません。

##### **(8)がん検診②（H27.3.31時点で40歳以上の常勤職員）**

###### 便潜血検査 2回（2日分）

- ※健診最終日〔6月5日（木）〕までに2日分の便を提出していただきます。最終日を過ぎての受付はできませんので、ご了承ください。

（注）付加項目のみの受診はできません。一般健診とともに受診してください。

#### 5. 配付物及び受領方法

5月27日（火）から6月3日（火）までの間、保健管理センターにて配付します。これらは受診に必要ですので忘れずに受領してください。

##### 〔配付物〕

①問診票 ②注意事項等の説明文書 ③採尿用器具（早朝尿用）④消化器検診基礎調査票（胃部レントゲン撮影用問診票（対象者のみ配付）⑤便潜血検査キット（対象者のみ配付）

※④、⑤については、必要事項を記入し、便の採取を済ませて受診時に持参してください  
※40歳以上（H27.3.31時点）の方には、従来から配付している「健康診断受診票・問診票」に加えて、「特定健康診査質問票」を配付いたします。職場単位で配付を受ける際には、年齢を考慮した上で必要数を申し出てください。

※便潜血検査を希望される方は、6月2日（月）までに配付物を受領してください。

##### 〔受領方法〕

##### 【事務職員、非常勤職員、特定有期雇用職員】

各課等の代表者が受診予定者数を取りまとめの上、保健管理センターで受領し、本人に配付してください。非常勤職員および特定有期雇用職員の分については出勤簿管理を担当する課等で取りまとめ願います（受診対象者リストは後日配布）。

【教員（特定有期を含む）】直接本人が保健管理センターに出向いて受領してください。

【特定外国語主任教員、特定外国語教員、外国人研究員】

研究協力課国際交流係OFIAS(国際学術戦略本部)にて受領してください。

6. その他注意事項

- 1) 労働安全衛生法により、事業者は常時使用する労働者に対し健康診断を行うこと、労働者は健康診断を受診することが義務づけられています。本健康診断は、同法に基づき1年以内ごとに1回行う定期健康診断として位置づけられており、対象者全員が受けていただく必要があります。また、本学職員安全衛生管理規定においても同様に受診が義務づけられています。

本学が実施する健康診断または共済組合事業等の人間ドックのいずれも受診しない場合は、外部の医療機関において法定項目全てを自費で受診し、健診結果を提出していただくこととなりますので、ご承知おきください。

- 2) 健康診断の結果は本人へ通知されるとともに職員の健康管理のため産業医(保健管理センター)が管理します。
- 3) 業務上の理由により受診できなかった方については、別途追加健診を実施する予定です。詳細は後日ご連絡いたします。

本件に関するお問い合わせ等は下記までお願いいたします。

人事労務課人事労務係 内 線：5127

E-Mail：jinji-roumu@tufs.ac.jp